

## 集団的自衛権行使容認に関して慎重審議を求める意見書

政府内において集団的自衛権の行使を容認するための動きが加速されている。

集団的自衛権とは、政府解釈によると「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」である。この間の歴代政権は「憲法上、集団的自衛権の行使は認められない」と国会で繰り返し公式見解としてきた。

憲法とこれまでの公式見解で集団的自衛権の行使を禁じてきたものを、主権者である国民の十分な論議と国権の最高機関である国会の慎重審議もない中で、時の政権の判断で憲法解釈を変更し、行使容認することは認めることはできない。また、憲法はいうまでもなく国家権力を規制する最高法規である。安易な憲法解釈で変更が可能となるのであれば立憲主義の基本も危ぶまれる。

よって、国会と政府においては、集団的自衛権行使に向けた政府の憲法解釈による容認を行うことなく、十分な国民的論議を尽くすべきであり、国会での慎重な審議を尽くされることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月17日

甲 府 市 議 会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣